



インターネットでの情報提供	
提供予定日	8月22日

平成24年8月21日(火) 県政記者クラブ配付資料			
所管課	担当	担当者	電話番号
都市建築部 公共建築住宅課	住宅企画監	篠田圭司	直通 058-272-1111 内線 3652

応急仮設住宅供給体制整備にかかる協定を締結します

大規模地震等による被災時には、災害救助法に基づき県が応急仮設住宅の供与を行うこととなっており、県では昭和56年3月に社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設にかかる協定」を締結しております。

しかしながら、東日本大震災での応急仮設住宅供給にかかる状況などを踏まえ、迅速な応急仮設住宅の供給体制整備を進めるために、新たに6つの関係団体との間で、3種類の協定を締結することとなりました。

そこで、本日、下記のとおり、協定締結式を行いますのでお知らせします。

記

○日時：平成24年8月21日(火) 16:00～16:30

○場所：第一応接室(県庁舎4階)

○内容：協定の概要についての説明
各協定書への署名、写真撮影
3協定合同の写真撮影
知事及び出席者挨拶

○出席者： ふるた はじめ 古田 肇 岐阜県知事

◆協定(1)「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」

あおやま せつじ 青山 節児 岐阜県産直住宅協会 会長(中津川市長)
あおき ひろゆき 青木 宏之 一般社団法人全国木造建設事業協会 理事長

◆協定(2)「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

みのうら しげゆき 箕浦 茂幸 社団法人岐阜県宅地建物取引業協会 会長
わだ さとし 和田 惶 社団法人全日本不動産協会岐阜県本部 本部長
かわぐち ゆういちろう 川口 雄一郎 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長

◆協定(3)「災害時における応急仮設住宅建設の技術協力等に関する協定」

おかもと ひろあき 岡本 広明 独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長

○協 定：3種類の協定

(1) 「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」

■目 的：従来のプレハブ建築協会との協定に加え、木造による応急仮設住宅の建設協定の締結により、複数の供給体制を整備、強化する。

■相手先：岐阜県産直住宅協会、一般社団法人全国木造建設事業協会

※本協定は、地元の岐阜県産直住宅協会が中心になって建設を担い、全国木造建設事業協会が労務、資材調達、技術支援を担うという3者協定で、このような枠組みの協定は全国初。

(2) 「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」

■目 的：民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として被災者に提供する「借上げ仮設住宅制度」における借上げ仮設住宅の迅速な供給のための連携体制を整備する。

■相手先：社団法人岐阜県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会岐阜県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

(3) 「災害時における応急仮設住宅建設の技術協力等に関する協定」

■目 的：独立行政法人都市再生機構は技術職員を多く擁しており、仮設住宅建設業務経験者の派遣等の協力を円滑に受けることができるよう連携体制を強化する。

■相手先：独立行政法人都市再生機構中部支社

※独立行政法人都市再生機構と他の都道府県との協定は、兵庫県のみであり、全国で2番目。